

前時津風親方を逮捕

偽の障害者駐禁除外標章使用疑い

警視庁

歩行が困難な障害者らに交付される「駐車禁止除外指定車標章」を悪用したとして、警視庁は26日、大相撲の前時津風親方（元幕内時津海）の坂本正博容疑者（51）＝東京

都墨田区＝を偽造有印公文書行使の疑いで逮捕した。捜査関係者への取材で分かった。「駐車違反の取り締まりを免れるためだった」と容疑を認められているという。



標章は都内の別の男性名義で、カラーコピー

る。標章は都内の別の男性名義で、カラーコピーされたとみられるという。同庁は、坂本容疑者が遅くとも昨年7月以降、複数の偽造された標章を使って継続的に違法な路上駐車を繰り返していたとみている。坂本容疑者は2007年、力士暴行死事件を警視庁神田署に入る坂本正博容疑者＝26日午前11時17分、東京都千代田区、三井新撮影

受けて解雇された先代時津風親方に代わり、現役を引退して名跡を継承。その後、10年には野球賭博事件に関わったとして降格処分を受けた。コロナ禍の21年には、場所中に風俗店やマッサージ店に出入りしていたことが発覚し、協会理事会が「退職勧告」処分を決定。退職届を提出し、受理されていた。

使い回しや有効期限書き換え

駐車禁止除外指定車標章は、障害者手帳などを持つ人の申請を受け、都道府県の公安委員会が発行する。交付を受けた障害者らが、運転が同乗して危険な場所を除き、一時的に路上駐車をしても駐車違反に問われない。

一方、偽の標章を作れば「公文書偽造罪」、他人の標章を使い回せば警

不正使用の摘発増

察官らに対する「偽計業務妨害罪」に問われる可能性がある。駐車対策課によると、都内では昨年までの3年間で計約4万枚が交付された。ただ不正使用の疑いがあるケースが目立ち始めたため、同課は担当の捜査員を倍増し、実態把握や摘発を進めた。その結果、22～23年の摘発は計10件だったが、

昨年15件に増加。多くは家族らに交付された標章の使い回しや、3年間の有効期限の書き換えだった。警察官が気づくケースは一部にとどまるとみられ、不正使用の正確な実態把握は難しいのが実情だ。今回、坂本容疑者が繰り返し標章を悪用していた疑いが捜査で浮上し、警視庁は悪質と判断

して逮捕に踏み切った。捜査幹部は「今後も厳しく取り締まりを進める。安易な気持ちで犯罪に加担しないで欲しい」と呼びかける。交通問題に詳しい高山俊吉弁護士は「摘発されているのは氷山の一角だろう」と指摘した上で、「不正使用が続けば障害者らの社会参加を妨げることにつながりかねない。悪用させないよう周知し、対策をとる必要がある」と話す。

(三井新、吉村駿)

号 月 日 年 月 日 発行日 発行番号 第

駐車禁止除外指定車

使用中 歩行困難者

この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両

運転者の連絡先/用務先 別紙のとおり

有効期限

年 月 日まで

東京都公安委員会 東公印

見本



身体障害者らに交付される駐車禁止除外指定車標章の見本＝25日